

消費者教育推進地区便り

回覧

南部学区版 第11号 2017.10



南部学区の皆様、こんにちは！静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。

8月に高部地区の訪問を承諾していただいたお宅10件ほどに消費者教育推進員的那須野が戸別訪問をさせていただきました。あいかわらず、訪問購入(押し買い)のトラブルが発生していました。そこで訪問購入の制度についてもっと知っていただきたく、訪問購入心得を掲載しました。トラブルの回避にお役立てください。

業者から電話があり古着を買い取るというので訪問を許可したが、結局貴金属が目当てだった。「アクセサリーを見せて」というのでビーズでできたものを出したら、「それはだめだ、指にはめているものだったらよい」と指にはめていた金の指輪をほしがったが、「これは不用品ではないからだめだ」と断った。

買い取り業者は消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。

制度を知って
トラブルを防止！

訪問購入心得！



一、いきなり訪問してきた購入業者には 対応しない

- 突然訪問して勧誘することは禁止されています。

一、事前に買い取りを承諾した物品以外 売らない

- 消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘をすることは禁止されています。

一、売却後、8日間は物品を引き渡さない

- 訪問購入はクーリング・オフの適用があります。
- 承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付が義務付けられています。

一、売却するつもりのない貴金属を見せない、触らせない

- 持っている貴金属や宝石を、偽物などと言い、価値がないものだと思い込ませ、後日、格安で買い取っていく手口もあります。



〔消費者庁イラスト使用〕

ごみダイエットをしよう!

●一人1日あたりごみ排出量

静岡市980g > 全国平均947g

(平成26年度静岡市、環境省調べ)

- ・マイバッグを持参する
 - ・すぐにごみになるものはもらわない
 - ・詰め替えできるものやばら売りしているものを利用する
 - ・大切な資源を正しく分別する
 - ・リサイクルショップやフリーマーケットを利用する
- できるところから取り組んでいきましょう!



✿ 《くらしの安全》 ✿

住宅用火災警報器の点検をしましょう!

消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務化され、設置してから10年以上経つお宅もでてきました。警報器の劣化や電池切れが生じていることが考えられます。警報器の機能が維持できているか、電池切れや故障のサインが出ていないか点検をしましょう。



点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまうおそれがあります。必ず定期的に点検しましょう。



警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。



点検・交換は自分で行うことができます。点検・交換の際は、けがなどに十分注意しましょう。また、点検・交換に便乗した悪質商法にも十分注意しましょう。

*ピッと警告音で知らせるものもあります



電池切れです。電池切れです。



発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで

(専門の相談員による相談時間: 平日 9時~16時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 まで